

いじめ防止基本方針

摂津市立千里丘小学校

令和8年4月10日改訂

【学校教育目標】

「友情を育み、ともに学び合う中で、確かな学力を育み、心豊かで、たくましい児童を育成する」

【めざす学校像】

「安全で安心できる学校」「確かな学力と体力を育む学校」「信頼される学校」

【基本理念】

いじめは、児童の心身に深く傷を与える重大な人権侵害事象である。本校では、すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識を全教職員が持ち、学校チームとして同じ姿勢で児童への指導にあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校は家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけることや、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている児童の立場に立って組織的な支援を行う。

【いじめの定義】

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法 第二条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、児童の立場に立つて行うことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【いじめ防止等のために実施する施策】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

（１）いじめ防止等に取り組む組織の整備

※いじめ対策委員会＝本校では「きらすく委員会」と命名。

いじめ防止等の対策のために「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は、校長・教頭・問題行動担当・支援コーディネーター・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とする。月４回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

＜活動＞

- ・いじめ防止基本方針を、年度当初に全教職員で確認し、組織的な対応を図る。
- ・問題行動担当が情報を集約し、「いじめ対策委員会」で対応方針を決定する。また、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ 問題行動担当とスクールカウンセラーの情報交換

（２）いじめの未然防止の取り組み

- ① 絆づくり、居場所づくり、集団づくり、仲間づくりの取り組みの推進
- ② わかる授業づくり
- ③ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- ④ 児童会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑤ 大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用
- ⑥ 児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる能力を高めるための教職員研修の実施
- ⑦ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童生徒への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑧ 学校便りやホームページなどを通じたいじめに関する相談体制等についての啓発活動

（３）いじめの早期発見への取り組み

- ① 児童が相談しやすい環境づくり
- ② 児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守り
- ③ 児童との信頼関係の構築
- ④ 保護者と情報を共有
- ⑤ 児童対象への生活アンケートの実施 年３回（６月・１１月・２月）
- ⑥ スクールカウンセラーの活用（学校便りや全校集会でスクールカウンセラーの児童・保護者への周知）

（４）いじめへの対処

【いじめに対する措置の基本的な考え方】

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、きらずく委員会に報告を行わないことは、法第 23 条第 1 項の規定に違反し得る。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、責任を形式的に問うことや謝罪させることに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。指導の経過は記録・保管し、丁寧な引き継ぎを行う。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりをもつ。その際、いじめを受けたと思われる児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめの発見や通報を受けた場合は、すみやかに問題行動担当（不在時は教頭）に報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめを視野に入れて児童より事実関係を聴取し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

③ いじめた児童又はその保護者への支援

事実関係を聴取した後、対応方針を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学年全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関と連携の上、直ちに削除されるよう要請する。

⑦ 外部機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止に努める。

⑧ 特に配慮が必要な児童

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・震災により被災した児童や原子力発電所事故等により避難している児童

⑨ いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

1. いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続していること
2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 重大事案への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめが原因で相当期間学校を欠席している疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。

② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

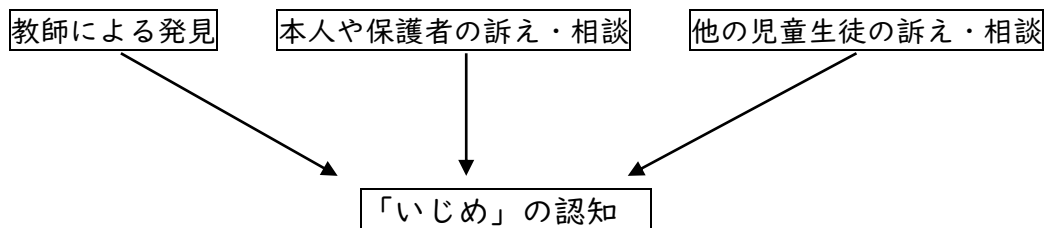
学校行事予定表（参考資料） R8.4.1 現在

	児童会	儀式的 行事	学芸的 行事	健康・安全 体育的行事	校外学習 宿泊行事	勤労生産 奉仕活動	いじめ防止等の取り組み
4 月	1年生を迎える会 児童委員会	入学式 始業式		自宅確認 身体測定 検診（校医） 視力検査	校外学習		いじめ対策委員会 学級懇談会
5 月	地区児童会 児童集会 クラブ		芸術鑑賞	自宅確認 検診（心臓・歯科・ 眼科） 引き渡し訓練 聴力検査	校外学習	鳥飼なす植 え付け	いじめ対策委員会 学校協議会
6 月	児童集会 児童委員会		千小音楽交 流会	検診（歯科・耳鼻 科） 避難訓練 プール開き		田植え	いじめ対策委員会 生活アンケート
7 月	児童集会 児童委員会 クラブ	終業式				大掃除	いじめ対策委員会 個人懇談会
8 月		始業式		身体測定			生徒指導研修
9 月	児童集会 運動会委員会			避難訓練	林間学校		いじめ対策委員会 学校協議会
10 月	児童集会 児童委員会			運動会	校外学習	稲刈り 運動会準備	いじめ対策委員会 学校協議会
11 月	児童集会 クラブ		連合音楽会		校外学習 修学旅行		いじめ対策委員会 生活アンケート 学校教育自己診断テスト
12 月	児童集会 地区児童会 クラブ	終業式	連合図工展			大掃除	いじめ対策委員会 個人懇談会 学校協議会
1 月	児童集会 児童委員会	始業式		身体測定 避難訓練			いじめ対策委員会 学校協議会
2 月	児童集会 クラブ						いじめ対策委員会 生活アンケート 検証・総括 学校協議会
3 月	児童委員会 地区児童会 6年生を送る会	卒業式 修了式				大掃除 卒業式準備 入学式準備	いじめ対策委員会 年度末総括

「いじめ」事案への対応（摂津市いじめ防止基本方針より）（参考資料）

◎ 早期発見に向けて

- ・ 児童生徒の発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める。
- ・ 児童生徒との人間関係を深め、児童生徒の立場に立って相談に応じる。
- ・ 被害児童生徒や保護者の痛みを共感する。
- ・ いじめは人権侵害であるという視点をもつ。
- ・ 被害者にも原因があるという見方は厳禁である。
- ・ いじめの背景にも目を向ける。



◎ いじめ対策委員会による事実関係の把握

- ・ 関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応で行う）

教員・保護者・加害児童生徒に対して、
被害児童生徒には状況に応じた対応を行う。
情報の整理のため時系列メモを作成する。

- ① 被害の態様（暴力、言葉等）
- ② 被害の状況（時、場所、人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害児童生徒の状況
- ⑥ 加害児童生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- ・ 児童生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査する。
- ・ 確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針

(プランニング)や指導体制を決定する。

◎ 学校全体での対応

- ・被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する。
- ・被害児童生徒への援助・ケアを行う。

心理的事実を受け止める。
具体的援助法を示し、安心感を持たせる。
良い点を認め、自信を与える。
人間関係の構築。
自己理解を深める。

- ・加害児童生徒への指導を行う。

事実関係、背景、理由等の確認をする。
不満、不安等の訴えを十分聴く。
被害者のつらさに気づかせる。
課題を克服するための援助を行う。
役割体験などを通して所属感を高める。

- ・まわりの児童生徒への指導を行う。

「傍観者」や「観衆」的な立場の児童生徒への指導を行う。
学級や学年全体に対する指導を行う。

◎ 事後の対応

- ・引き続き、被害児童生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う。(いじめ解消まで見守り)
- ・今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する。